

## 設計等業務委託における最低制限価格に係る算定式の変更について

公共工事等において低価格受注が行われた場合には、品質低下や労働条件の悪化、下請業者へのしわ寄せや安全対策の不徹底などが懸念されることから、市では最低制限価格制度を導入しています。今般、国土交通省では、健全な経済活動の促進を図るため、ダンピング対策の更なる徹底に向けて、最低制限価格制度に係る「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」の見直しを行いました。

このため、市が発注する設計等業務委託における最低制限価格に係る算定式を変更します。

### 1 変更後の算定式（設計等業務委託） ※下線部が変更箇所

業種区分	①	②	③	④	上限最低制限価格	下限最低制限価格
建築関係	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	予定価格の10分の <u>8.1</u>	予定価格の10分の6
土木関係	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の <u>5</u> を乗じて得た額	予定価格の10分の <u>8.1</u>	予定価格の10分の6
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の <u>5</u> を乗じて得た額	予定価格の10分の8.5	予定価格の3分の2
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の <u>5</u> を乗じて得た額		予定価格の10分の8.2	予定価格の10分の6

※ 算定式は、「①+②+③+④の合計金額」

※ 予定価格及び最低制限価格は非公表

※ 上記業種区分に該当しない案件の最低制限価格は、予定価格の8.1%から60%の範囲内で設定

### 2 参考（最低制限価格制度の概要）

最低制限価格とは、予定価格の算出の基礎となった金額に対して基準に基づく必要な計算を行い算出された金額（1,000円未満の端数がある場合は切り捨て）に消費税相当額を加算した額です。ただし、その額は「上限最低制限価格」及び「下限最低制限価格」の範囲内で設定します。

※ 単価契約、随意契約、その他最低制限価格を設定することが適当でない契約は除きます。

**最低制限価格 = (予定価格の算出の基礎となった金額に対して基準により算出された額) + 消費税相当額**

注：予定価格は工事請負契約を除き非公表

※ 上限最低制限価格は、予定価格から消費税相当額を減算した額に基準に基づいた割合を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は切り捨てた額）に、消費税相当額を加算した額とします。

※ 下限最低制限価格は、予定価格から消費税相当額を減算した額に基準に基づいた割合を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は切り上げた額）に、消費税相当額を加算した額とします。

### 3 その他

工事請負契約及び物品契約に係る最低制限価格の算定式に変更はありません。

## 最低制限価格の算定式【令和6年10月時点】(参考)

### 【工事請負契約】

算定式	次の金額の合計額 ① 直接工事費×0.97 (解体工事は「直接工事費×0.8」とする。) ② 共通仮設費×0.9 ③ 現場管理費×0.9 ④ 一般管理費×0.68
	設定の範囲
設定の範囲	予定価格の92%～75%の範囲内

※ 算定式は、「①+②+③+④の合計金額」

※ 予定価格及び最低制限価格は事後公表(案件に応じて非公表とする場合あり)

※ 上記業種区分に該当しない案件の最低制限価格は、予定価格の92%から75%の範囲内で設定

### 【設計等業務委託】

業種区分	①	②	③	④	上限最低制限価格	下限最低制限価格
建築関係	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	予定価格の10分の8.1	予定価格の10分の6
土木関係	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額	予定価格の10分の8.1	予定価格の10分の6
地質調査業務	直接人件費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	予定価格の10分の8.5	予定価格の3分の2
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	/	予定価格の10分の8.2	予定価格の10分の6

※ 算定式は、「①+②+③+④の合計金額」

※ 予定価格及び最低制限価格は非公表

※ 上記業種区分に該当しない案件の最低制限価格は、予定価格の81%から60%の範囲内で設定

### 【物品関係】

	変更前	変更後
設定の範囲	予定価格の90%～70%の範囲内	予定価格の80%～60%の範囲内

※ 予定価格及び最低制限価格は非公表